

かべ新聞

第128号

2019年
9月4日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

診断書強要都労委 全面勝利！ 診断書を強要した松井組合員に謝罪せよ！

9月4日、東京都労働委員会より『全面勝利』の命令が出されました。

「会社が組合からの団体交渉申し入れに応じなかったことは不当」との判断です。また、「年休付与後に診断書の提出を求めることは、基本協約や就業規則の規定からは離れた解釈といわざるをえない」としています。

会社は都労委命令を真摯に受け止め直ちに命令を履行せよ！ また、問題の発端となった不当な診断書を強要した松井組合員にも謝罪せよ！

都労委命令（主文要旨）

- 組合員が私傷病を理由として年休を取得する際の診断書の取り扱いについて団体交渉の申し入れがあった場合には、これまでの解説書等の内容とは異なる会社の基本協約や就業規則等の解釈について、その異なる理由を、根拠資料などを示して具体的に説明するなどして、速やかにこれに応じなければならない。
- 本命令書受領から1週間以内に、「団体交渉申し入れに応じなかったことは東京都労働委員において不当労働行為であると認定されました。今後、このような行為を繰り返さないように留意します。」という内容文書を東海労本部、新幹線地本、東京車両所分会に交付すると共に、会社本社、新幹線事業本部及び東京交番検査車両所内の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

都労委闘争を共に闘った組合員・OBの皆さん！おつかれさまでした！